

蒐集マイクロフィルムの目録化とその意義

——オランダ語史料を中心に——

松井洋子

はじめに

本報告では、1954（昭和29）～1969年、1975（昭和50）～1985年の二期にわたってユネスコ哲学人文科学研究協議会などの資金援助を受けて行なわれた日本学士院「在外未刊行日本関係史料の複本作成事業」¹の事業にしほって、実施機関である史料編纂所が蒐集マイクロフィルムをどのように研究資源化したのか、オランダ語史料を中心にお話します。

1. 蒐集したフィルムの概観

史料の撮影は、35ミリマイクロフィルムを用いて行なわれました。現在ではあまり見ることはできませんが、一卷が100フィート、約30メートルの長尺のフィルムです（図1）。この蒐集に関わって、関係研究者が相手先機関に調査に行くことはありましたが、撮影は、ほとんどの場合、先方機関あるいはそこから委託された撮影業者によって行なわれました。



図1 35ミリマイクロフィルム
（以下文書以外の写真はすべて筆者撮影）

言語としては、英語・ドイツ語・オランダ語・フランス語・スペイン語・ポルトガル語・イタリア語・デンマーク語・スウェーデン語、日本語の史料があります。日本語、というの

は、各国語の文書の中に、日本人から受け取ったものなど日本語文書が含まれている場合と、19世紀以降に何らかの理由で流出した日本の古文書の場合があります。いずれも数はそれほど多くありません。

内容的には、①16世紀後半からのキリスト教布教に関わる、修道会等などで作成された南欧語史料、②17世紀初頭からのオランダ・イギリス東インド会社の対日貿易等に関わる英語・オランダ語史料、③19世紀後半以降の、欧米各国との条約締結、開港、貿易等に関わる各国語の外交通商関係史料、がその中心となっています。

表1に示したのは、学士院の事業の期間中に、その予算で撮影されたマイクロフィルムの数です。国際学士院連合という組織を背景とした事業であることから、欧米諸国中心の蒐集から始まり、関わりの深さを反映して、オランダ、アメリカ、イギリスからのフィルムが圧倒的に多いこ

¹ 同事業については、『日本学士院紀要』19-1（1961）、27-2（1969）、44-2（1989）、沼田次郎「在外未刊行日本関係史料蒐集事業の沿革について」（『日本歴史』186号 1963）、金井圓「日本関係海外史料の採訪事業について」（『東方学』77号 1989）参照。

国名	第1次蒐集 1954-1969 リール数	コマ数	第2次蒐集 1971-1987 リール数	コマ数	合計 リール数	合計 コマ数
Australia	4	3,190	0	0	4	3,190
Austria	0	0	6	3,677	6	3,677
Belgium	0	0	6	1,435	6	1,435
Denmark	0	0	19	8,709	19	8,709
France	29	17,953	0	0	29	17,953
Germany (East)	4	3,192	0	0	4	3,192
Germany (West)	6	3,995	28	11,661	34	15,656
India	1	86	2	1,161	3	1,247
Indonesia	10	6,593	0	0	10	6,593
Italy	36	6,930	10	5,648	46	12,578
Mexico	2	307	10	6,258	12	6,565
Netherlands	317	258,930	657	357,794	974	616,724
Portugal	32	14,041	10	5,626	42	19,667
Spain	48	15,478	9	4,583	57	20,061
Sweden	1	46	9	6,341	10	6,387
Switzerland	5	3,481	0	0	5	3,481
Great Britain	307	209,447	13	7,117	320	216,564
U.S.A	444	164,511	3	1,738	447	166,249
Vatican	18	11,651	0	0	18	11,651
合計	1,264	719,831	782	421,748	2,046	1,141,579

『日本関係海外史料目録』vol. XV pp. xxxviii-xliより作成

表1 蒐集マイクロフィルム数の国別概観（1954～1987）

とがわかります。この期間には着手できなかったロシアや東アジア所在の史料については、その後、科学研究費等種々の財源を用いて、新たな蒐集が続けられています。

2. 蒐集フィルムの整理と目録化から編纂へ

届いたフィルムは一卷ごとにコマ数を数え、撮影・現像に問題がないか確認します（図2）。

点検を終わったフィルムは、史料編纂所の分類番号を付し、当時は紙の、所蔵する図書・史料を管理する「図書原簿」に登録し、図書部の管理のもとにおきます。また、元のフィルムを安全に保管するため、利用のためのデュープフィルムを作成し、また、A4サイズの印画紙に焼き付けて製本し、閲覧室での利用が可能にします（図3）。

受け入れたフィルムについて、次の仕事として、撮影史料の目録が作成されました。フィルム内の各文書簿冊についての情報を取りまとめる形で準備された目録は、『日本関係海外史料目録 HISTORICAL DOCUMENTS RELATING TO JAPAN IN FOREIGN COUNTRIES: An Inventory of Microfilm Acquisitions in the Library of the Historiographical Institute, the University of Tokyo.』として1963（昭和38）年3月に第1冊目が出され、その後、1969年までの間に、第一次の蒐集フィルムについて、14冊の目録が刊行されました。

1962年12月付の目録第1巻の例言によれば、目録編成の方針は、「この目録は、原文書の所在別、

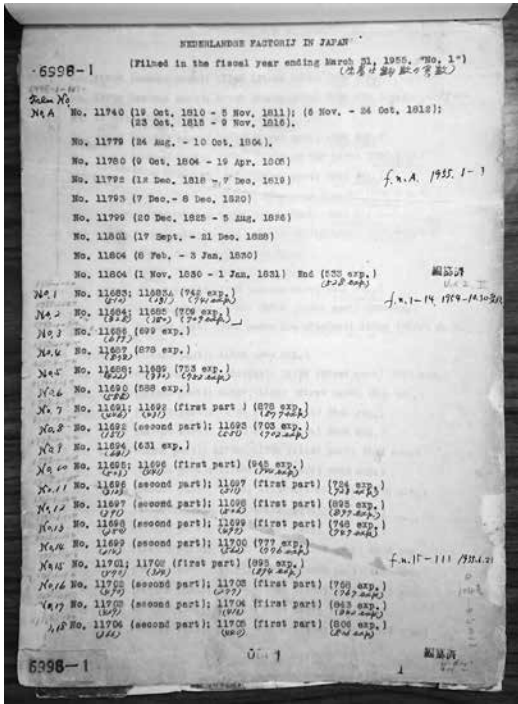


図2 受け入れフィルムの管理目録

Vol.	所蔵国	刊行年
I	オランダ	1963
II	オランダ	1964
III	オランダ	1965
IV	オランダ	1964
V	オランダ	1966
VI	イギリス	1966
VII	イギリス	1967
VIII	イギリス	1967
IX	アメリカ	1968
X	アメリカ	1968
XI	スイス・東ドイツ・西ドイツ・スウェーデン	1968
XII	バチカン・イタリア・ポルトガル・スペイン・メキシコ	1969
XIII	フランス	1965
XIV	オーストラリア・インド・インドネシア・イギリス補遺・フランス補遺	1969
XV	イギリス・アメリカ・オーストリア・デンマーク	1988

表2 『日本関係海外史料目録』各巻の収録史料



図3 書庫に並ぶ海外史料の写真帳

すなわち国別、所蔵者別に編成し、個々の所蔵者の採用している分類・配列に概ね従う形で分類配列した。」「個別の記載については、西暦の成立年代を標目とし、フィルムの請求番号を示すとともに、書名（文書名）、著者名（あるいは作成責任者、差出人名）または宛名、成立地及び日付、参照事項等を記している。」と説明されています。

各巻の収録史料は、表2のように、第1巻から第5巻がオランダ、第6巻から第8巻がイギリス、第9、10巻がアメリカ、第13巻はフランス、第11巻、12巻、14巻は、数カ国分をまとめたものになっています。第15巻は、第二次蒐集による史料です。この目録作成には、沼田次郎教授、金井圓教授のもと、何人もの非常勤の方々関わったと聞いています。

第一次の事業の終了後、次のステップは、第二次としてさらなる蒐集を行なうこととともに、蒐集史料の中から、新たな史料集を編纂刊行することでした。それが、1974年3月に刊行が開始された、『日本関係海外史料』のシリーズです。

これは、日本に関する代表的な外国語の史料を、最良の底本をもとに翻字し、校訂・異本との校合を行なって翻刻する原文編と、その原文に忠実な日本語訳による訳文編として刊行することを目指したものとされ、すでに完結した『イギリス商館長日記』、現在も刊行を続けている『オ

国名	対象機関英語名（蒐集当時）	巻数
イギリス	1. British Library in London	1
	2. Public Record Office in London	12
アメリカ	1. Yale University Library in New Haven, Connecticut	2
	2. Newberry Library in Chicago	1
オーストリア	Austrian State Archives in Vienna	6
デンマーク	National Archives in Copenhagen	19
スウェーデン	National Archives in Stockholm	9
ドイツ	1. Prussian Secret State Archives at Dahlem, Berlin	3
	2. Political Archives Section of the Foreign Office in Bonn	1
	3. State Archives in Hamburg	1
	4. State Archives in Bremen	1
	5. Department of Military Archives of the Federal Archives in Freiburg	21
	6. Baden Local Library in Karlsruhe	1
ベルギー	1. Royal General Archives and the Royal Palace Archives in Brussels	2
	2. Bollandists Library in Brussels	1
	3. State Archives at Antwerp in Antwerp	2
	4. Notre-Dame Women's College in Antwerp	1
イタリア	1. Central National Library in Rome	1
	2. Society of Jesus' Roman Archives in Rome	9*
ポルトガル	1. Public Library of Ajuda in Lisbon	1
	2. Lisbon National Library in Lisbon	3
	3. Library of the Ministry of Foreign Affairs in Lisbon	1
	4. National Archives of Torre do Tombo in Lisbon	2
	5. General Library of the University of Coimbra in Coimbra	2
スペイン	1. Royal Academy of History in Madrid	6
	2. National Historical Archives in Madrid	3
メキシコ	General Archives of the Nation in the Mexico City	10
インド	Historical Archives of the State of India in Goa	2
日本	Tenri Central Library in Tenri	1
オランダ	General State Archives in The Hague	657

『日本関係海外史料目録』vol. XV pp. xxxiii-xxxviiより作成 *焼付のフィルム換算

表3 第二次蒐集の対象機関

ランダ商館長日記』『イエズス会日本書翰集』があります²。

また、日本史の主要事件を網羅する編年の史料集である『大日本史料』の編纂にも、欧文材料として用いられ、『幕末外国関係文書』の編纂にも参照されています。

第二次蒐集では、表3の各機関から史料が蒐集されました。分量的にはその大多数が、オランダ語史料となっています。

² 『日本関係海外史料 オランダ商館長日記 Dagregisters Gehouden door de Opperhoofden van de Nederlandse Factorij in Japan』(既刊1633-1653) 原文編之一～十三(13冊)、訳文編之一～十三(上)(18冊)、『日本関係海外史料 イギリス商館長日記Diary kept by the Head of the English Factory in Japan: Diary of Richard Cocks』(1615-1623) 原文編2冊、訳文編4冊(完結)、『日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集Jesuit Letters Concerning Japan』(既刊1547-1561) 原文編之一～三(3冊)、訳文編之一～三(5冊)、原訳編之四(1冊)(東京大学出版会)。版面画像は史料編纂所ウェブサイト、史料集版面ギャラリー-<https://www.hi.u-tokyo.ac.jp/publication/dip>から見る事ができる。

3. オランダからのフィルムの概観

次に、第一次、第二次蒐集を合わせると全体の半分近くを占めるオランダ語史料についてご紹介します³。

①情報の伝達構造と伝存文書

ご存じのように、オランダはヨーロッパ諸国の中で唯一、江戸時代を通じて日本と貿易を続けていました。1609（慶長14）年、オランダの在日本商館が平戸に開設され、1641（寛永18）年には長崎の出島に移転しました。その後日蘭関係は、長崎に来航するオランダ船を介しての通商関係として展開します。日本へ来るオランダ船は、17世紀から18世紀は連合オランダ東インド会社de Verenigde Oost-Indische Compagnie、会社解散後はオランダ領東インド政庁が派遣するものでした。

1602年に、先行するいくつかの会社の合併によって成立した連合オランダ東インド会社は、1619年にジャワ島のジャコトラを征服し、バタフィアBataviaと名付け、拠点とします。現在のジャカルタです。総督と評議会を中心とする総督府（東インド政庁と呼ばれることもある）が、アジアにおけるヘッドクォーターとして、各地の商館や出先機関を統括します。船は本国から日本へ直航することはなく、まずアジアにおける中心地バタフィアへ到着し、そこから、それぞれに適した季節風の時期に、各地へ船が出されました。

本国、バタフィアの東インド政庁、そして各地の出先機関で文書が作成され、相互の情報伝達がなされ、保管されることとなります（図4）。バタフィアへは毎年の船団によって、本国からの指示や情報が送られてきます。バタフィアからも各地の商館に命令や注文、その他の情報を送ります。一方、各地商館からの報告の文書はバタフィアへ送付され、バタフィアで作成された文書とともに、一部が報告として本国へ送られました。

オランダ東インド会社の、本国の組織は、合併による会社成立以前の地域資本を基盤とする、アムステルダム・ゼーラント・デルフト・ロッテルダム・ホールン・エンクハイゼンの6つの、カームと呼ばれる支部と、そこから選出された重役たちが構成する最高意思決定機関である十七人会からなっていました。本国の組織に伝存した文書は、「オランダ東インド会社文書」⁴という膨大な文書群として、ハーグのオランダ国立中央文書館Nationaal Archiefに所蔵されています。

バタフィアの政庁に伝存した文書は、一部が1863年に本国へ移送されましたが、多くがそのまま1860年代に設立されたバタフィア地方文書館に保管されました。早い時期に失われたものも多く、保管状態もよくなかったようです。インドネシア独立後はインドネシア国立文書館に継承されています。近年は文書館の建物も新しくなり、ウェブ公開も進んできました。

日本商館に伝存した文書は、19世紀後半に、3回に分けてすべて日本商館から送り出され、最終的にはオランダ国立中央文書館に収蔵されました⁵。日本国内には残っていません。インド・

³ 日本に関わるオランダ語史料については、拙稿「東京大学史料編纂所所蔵マイクロフィルムと『日本関係海外史料』の編纂」（松方冬子編『オランダ語史料入門—日本史を複眼的にみるために』（東京大学出版会 2022年）、同「日蘭関係に関するオランダ語史料—日本商館文書を中心に」（『歴史評論』834号 2019年）も参照。

⁴ Nationaal Archief, Den Haag, Verenigde Oostindische Compagnie (VOC), nummer toegang 1.04.02(以下, NL-HaNA, VOC, 1.04.02と表記)。

⁵ 金井圓「ドンクル＝キュルシウスのもうひとつの貢献」（同『日蘭交渉史の研究』思文閣出版 1986年、第14章。初出『日本歴史』189号 1963年）。

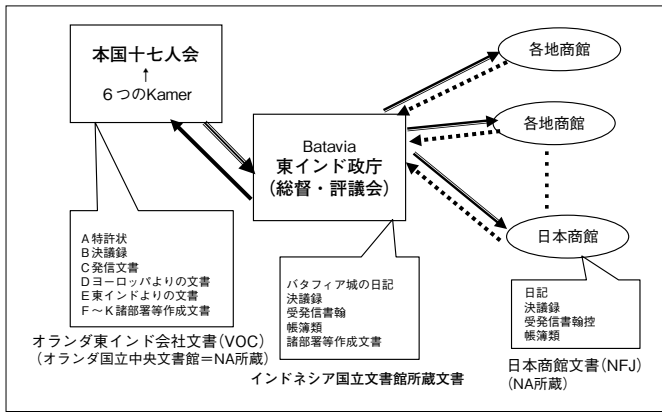


図4 オランダ東インド会社の情報伝達構造と伝存文書

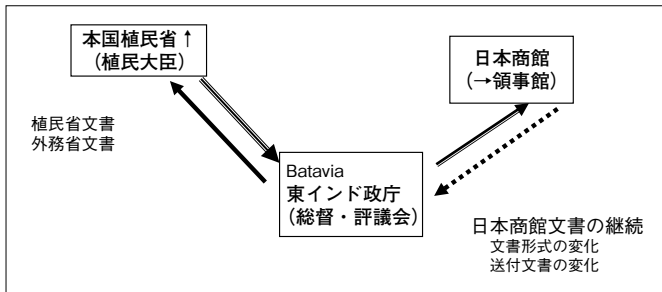


図5 東インド会社解散後の情報伝達構造と伝存文書

②蒐集の対象史料

第一次蒐集ではまず、日本商館に伝存した文書が対象となり、そのほぼ全点のフィルムが入手されました。

次に、オランダ東インド会社文書中の、「東インドよりの到着文書集」に含まれる総督及び評議会の総括書翰、日本関係文書・台湾関係文書などが抜粋撮影されました。

そのほかに、第一次蒐集では、カントン商館文書、個人旧蔵文書のうちプロムホフ文書など、さらに外務省文書のうち在日本公使館・領事館の文書が撮影されました。

なお、第一次蒐集の最後に、インドネシア国立文書館所蔵のオランダ語史料のうち、「バタフィア城決議録」の日本関係記事の抜粋、及び日本関係として一括されていた文書について、当時の日本学士院事務長庄司三男氏と、史料編纂所の写真技官高沢実氏が出張撮影を行なっています。

第二次蒐集では、第一次蒐集の撮影不調・欠落分の補填とともに、オランダ東インド会社文書から、会社全体に関わる基礎的な情報となる部分を取得し、さらに個人旧蔵文書のうちドゥーフ家文書など、会社解散後の東インド貿易植民地委員会文書、植民省文書、オランダ貿易会社文書、幕末期の外務省文書・海軍省文書などからの、日本関係部分の蒐集も試みられました。

事業計画期間の終了後も、研究の進展や関心の広がりとともに、随時、いくつかの文書群からの複製蒐集が行なわれています。

このように、日本商館文書と、オランダ東インド会社文書の関係部分が、オランダ語史料の蒐集の中心をなしてきました。表4は、蒐集オランダ語史料の所蔵機関・文書群ごとの概観です。

スリランカ・ケープタウンなどには、それぞれの出先機関の文書の一部が伝存しています。

1799年にオランダ東インド会社が解散すると、東インド政庁は、植民省のもとに置かれます。日本商館とその貿易は維持され、一部は形を変えながらも、業務と関わる文書が作成・蓄積され、バタフィアへ送られます(図5)。バタフィアから本国へ送られる文書の数は、会社時代より少なかったようです。

和親条約、ついで修好通商条約が締結され、1859年に出島のオランダ商館は閉鎖され、領事館となります。日本商館文書は1860年までで終わり、その後、日本駐在の領事は外務省の管轄下に入ります。

所蔵番号	文書群名*1	所収フィルム番号*2	蒐集時期*3	蒐集状況*4
オランダ国立ハーグ（中央）文書館所蔵文書Het Nationaal Archief、Den Haag（略号NL-HaNA）				
1.01.02	連邦議会文書、1576-1796	6998-33	2	抜
1.04.02	東インド会社文書（VOC）、1602-1795			
	特許状	6998-43	2	全
	十七人重役及びアムステルダム・カーメル発信文書控簿	6998-62	3	全
	初期航海（1602-1614）関係文書	6998-23	2	全
	総督及び評議会決議録	6998-32、33、38、39	2	全
	総督及び評議会発信文書控簿（BUB）	6998-22、23、29、30、31、（33）	2	全
	東インドよりの到着文書集（OBP）	6998-4、5、6、12、（26）、（33）、47、48、60	1、2、3	抜
	（日本関係抜粋）	6998-4、5、26、48、60		
	（台湾関係抜粋）	6998-12		
	総括書翰（一般政務報告書）	6998-5、17、18、19		
	中国よりの到着文書集	6998-3	1	全
	（各地商館雑文書よりシヤム・中国・日本関係抜粋）	6998-54	3	抜
	船舶給与簿	6998-44、（45）	2	抜
	（文書館による目録草稿類）	6998-21、28、43、51	2	一
1.04.17	バタフィア総督府文書、1602-1827	6998-16	2	抜
1.04.18.02	バタフィア経理局長文書、1699-1801	6998-55、57	3	抜
1.04.20	カントン商館文書、1742-1826	6998-2	1	全
1.04.21	日本商館文書（NFJ）、1609-1860	6998-1、（16）、（27）	1	全
1.10.30	ヘレインセン・デ・ヨング文書、1612-1648	6998-33	2	抜
1.10.48	ヨハネス・フッデ文書、1628-1704	6998-43、（45）	2	抜
1.10.59	ネーデルプルフ文書、1606-1809	6998-54	3	抜
1.10.78	スウェールズ、ファン＝フリート、スベックス、マニス文書、1602-1674	6998-6、12	1	抜
1.11.01.01	第一部追加史料	6998-12、16、54	2、3	抜
2.01.27.01	東インド貿易・植民地委員会文書、1796-1800	6998-19、40、49	2、3	抜
2.05.01	外務省文書、1813-1870	6951-54、57、6998-6、33	1、2	抜
2.05.02	外務省文書（条約批准書）	6998-33	2	抜
2.05.10.08	在日本公館文書、1879-1890	6900-1、6951-1	1	全
2.05.15.07	長崎領事館文書、1860-1903	6900-1、6951-2	1	全
2.05.15.18	横浜領事館文書、1860-1870	6900-1、6951-2	1	全
2.05.19	外務省文書（官房文書）	6951-56	2	抜
2.05.38	外務省文書（B一件書類）	6951-58	2	抜
2.10.01	植民省文書、1814-1849	6998-49、50、53、56、61	2、3	抜
2.10.02	植民省文書、1850-1900	6951-60、6998-53、61	3	抜
2.12.03	海軍省文書（航海日誌）	6951-60、65	3	抜
2.20.01	オランダ貿易会社文書、1824-1924	6998-46	2	抜
2.21.005.37	プロムホフ文書、1817-1829	6998-6	1	全
2.21.005.38	ベゼメル文書、1817-1828	6998-16、36	2	抜
2.21.024	アルベルト・ビク文書、1798-1855	6998-43	2	抜
2.21.054	ドゥーフ文書、1796-1835	6998-16	2	全
4.AANW	追加蒐集地図・図面類	6998-37	2	抜
4.VEL	リュウベ編海外地図集成	6998-37	2	抜
4.VELH	リュウベ編海外地図集成補遺	6998-37	2	抜
オランダ国立ユトレヒト文書館Het Utrechts Archief				
67	ハイデコーベル家文書	6998-59	3	抜
インドネシア国立文書館Arsip Nasional Republik Indonesia（ANRI）				
	バタフィア城決議録、1633-1803	6998-15	1	抜
	日本関係文書（東番号付）	6998-15	1	全
	日本関係文書（無番号補遺）	6998-15	1	全
	（東インド政庁）一般書記局文書	6998-52	3	抜

注(3)前掲拙稿2022, pp. 122-123より作成

*1 名称は所蔵館の目録に準じ、一部簡訳した。細目は関連部分を抜粋した。（ ）は筆者による補足。

*2 （ ）は補遺や再撮影を含む。

*3 1：第一次（1954-1969）、2：第二次（1975-1985）、3：以降の別経費による蒐集。

*4 全：撮影可能な全文書を撮影（ただし撮影以後に史料が追加されている場合もある） 抜：一部の簿冊のみまたは関係文書の抜き撮り

表4 史料編纂所蔵マイクロフィルムのオランダ語史料概要

③日本商館文書

日本商館は、オランダ東インド会社の商館の中では小規模で、駐在商館員の行動も極めて制限されていましたが、史料の残り具合はよく、業務構造を反映した文書が系統的に残っている点で、バタフィアの東インド政庁の出先機関の文書としては、質量ともに最大のものです。また、文書

の書式等は変化するものの、オランダ東インド会社時代と会社解散後の文書が連続的に残っている点でも稀有の文書群です。原文書は、オランダ国立中央文書館（図6）に、目録番号ごとに中性紙で覆われ、数点ずつ文書箱に入れる形で保管されています（図7）。

撮影を依頼した時点までは、日本商館文書のうち1852年と1860年に移送された1842年までの文書は、本国のオランダ東インド会社文書とともに、「植民地文書Koloniaal Archief」という文書群に包摂されていました。一方、領事館に継承されたあと、1909年に移送された1843年以降の文書は1910年追加受入れ文書Aanwinsten1910-Iとして別に扱われていました。その後編成替えが行なわれ、現在はオランダ東インド会社文書とは分けられ、また追加分を加えて、日本商館文書という一つの文書群となっています⁶。

規模としては、現在の目録番号で、1番から1952番まで、書架延長で39.9メートルと言われていています。第一次の蒐集で入手したフィルムの数は142リール、コマ数約11万6000コマ、さらに若干の補遺や取り直しが行なわれています。

日本商館の主な業務は、来航する船の持ち渡り商品を販売し、帰り荷を積み出す貿易と、商館長が商館を代表して将軍に通商許可への謝恩の表敬をし、贈物を献上するための、江戸参府でした。商館の業務を遂行し、商館そのものを維持管理してゆくためには、様々な文書が作成され、蓄積されていました。

商館の運営に関わるものとして、商館長の公的日記、商館の決議録、受発信書翰の記録、業務に関わる命令や復命、報告などの記録があります。貿易取引に関わるものとしては、基幹帳簿（複式簿記の仕訳帳と元帳からなる）、船荷の送状と船荷証券、商品の注文書、貿易の必要経費として扱われていた参府と贈物の経費計算書、さらに各種の補助帳簿や計算書類などが作成されました。そのほかに人事関係や個人に関わる書類等もあります。図8は、基幹帳簿の一つ仕訳帳、取引の内容を発生順に記したものです。

日蘭関係史研究のほとんどが、この日本商館文書を何らかの形で用いたものです。商館長日記や帳簿類の分析によって、精緻な研究が蓄積されてきていますが、まだまだ研究に使われていない史料も大量にあります。

④オランダ東インド会社文書

次に蒐集の対象とされたのは、植民地文書中の大半を占めていた、東インド会社のオランダ本国の会社組織に伝来した文書群です。現在は、植民地文書という名称はなくなり、オランダ東インド会社文書（VOC）と呼ばれ、書架延長にして1,250メートル、簿冊や束を単位とする点数で15,000点を超える膨大なものです。その中から、日本に関わる文書の蒐集が行なわれました。

オランダ東インド会社文書全体の半数をしめるのが、十七人会及び最大規模のカーメルであるアムステルダムカーメルの文書で、国立中央文書館の目録では、A特許状Octrooien、B決議録Resoluties、C発信文書Uitgaande stukken、Dヨーロッパよりの文書Ingekomen stukken uit Europa、E東インドよりの文書Ingekomen stukken uit Indië、及び各種の委員会・法律顧問・各部署等で作成された書類等（F～K）と分類されます⁷。

⁶ Nationaal Archief, Den Haag, Nederlandse Factorij in Japan, nummer toegang 1.04.21（以下NL-HA-NA, NFJ, 1.04.21と表記）、目録番号数、書架延長については、下記のWeb目録による。

<https://www.nationaalarchief.nl/onderzoeken/archief/1.04.21/invnr/%40I?query=1.04.21&search-type=inventory> (2022年8月29日確認)



図6 オランダ国立中央文書館 図7 日本商館文書の収納状況

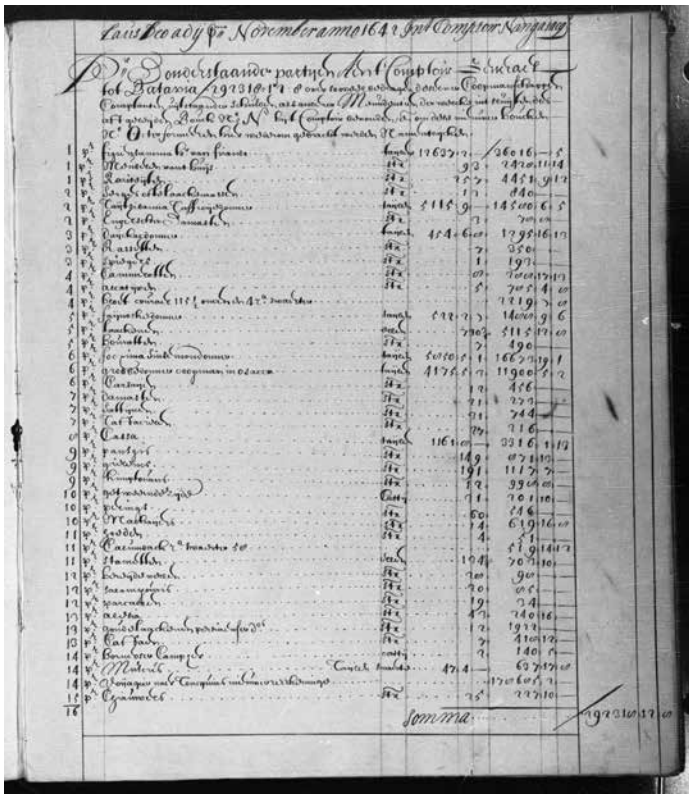


図8 1643年度の仕訳帳 *Negotie Journaal 1642-1643* (史料編纂所フィルム 6998-1-91-15) NL-HaNA, Nederlandse Factorij Japan, 1.04.21, no.843

この分類のうち、まず注目されたのが、Eの東インドよりの文書です。各地の商館から、アジアにおける本店機能を果たすバタヴィアへ送られた文書や情報は、総督のもとで分析・検討され、本国十七人会に対して、Generale Missiveと呼ばれる東インドにおける貿易と会社運営の総括的な報告の書翰が、年数回の本国への帰国船団に載せて送られます。その際、必要と判断された各地からの文書やその写しが、付属文書として添付されました。それらは本国においては、「東インドよりの到着文書集 *Overgekomen brieven en papieren uit Indië*」として年次ごとに一括されています。何が本国まで行くかは、かなりのばらつきがありますが、日本商館からの送付書類中では、日記、商館長の報告書と総督宛ての書翰、決議録あるいはその抜粋などが、本国まで送られることが多かったようです。

この、「東インドよりの到着文書集」は、17世紀前半は一年分が2、3冊、17世紀半ば以降は次第に分量が増え、一年分が十数冊にもなります。その中から、

第一次の蒐集では、17世紀の総括書翰と、17~18世紀の日本関係の文書及び台湾関係の文書が抜き撮りの形でマイクロフィルムに収められました。第二次蒐集では、まず総括書翰の続き、18世紀の分が注文されました。これについては、抜き撮りではなく、当該部分を含む国立中央文書館所蔵マイクロフィルムの複製が送られてきました。

⁷ 目録 *De archieven van de Verenigde Oostindische Compagnie 1602-1795* (Algemeen Rijksarchief, Eerste Afdeling 1992) の分類による。同目録は、Webサイトでも見られる。
<https://www.nationaalarchief.nl/onderzoeken/archief/1.04.02/invnr/%40Deel%20I?query=1.04.02&search-type=inventory>

オランダ東インド会社文書からは、さらに、特許状、十七人会発信文書、初期航海文書、バタフィア総督府の決議録、バタフィアから各地出先機関への発信文書の控簿など、基幹的な文書を中心に蒐集が行なわれました。

4. 目録の作成とデジタルデータ化

①目録の記述

第一次蒐集のオランダ語史料については、『日本関係海外史料目録』第1巻から第3巻に日本商館文書が収録され、第4巻には、17世紀の総括書翰と到着文書のうち日本及び台湾関係の抜粋、第5巻にはカントン商館の文書の目録が入っています。

目録は、日記や帳簿などの場合は、冊ごとに、西暦年と、マイクロフィルムの番号を示し、タイトルと頁数及びマイクロフィルムでのコマ数、そして所蔵番号を記しています。表5に示したのは日記の例です。KA.とされているのは撮影当時の、植民地文書の番号です。

受発信書翰の控簿では、さらに、Contents:として、収載されている各書翰一点毎の差出受取、日付などを可能な限り記しています。表6は1790年の日本受信文書の簿冊の例です。

この日本商館文書のフィルムは、1955年から63年の間に送られてきて、63年に目録の刊行が開始されました。ちょうど目録化作業が行なわれていた1960年前後に、所蔵者の国立中央文書館においては、日本商館文書を植民地文書とは独立した一つの文書群として扱う編成替えがなされ、1964年に、ルーシंकM.P.H. Roessingh氏による日本商館文書の目録*Het Archief van de Nederlandse Factorij in Japan, 's Gravenhage: Algemeen Rijksarchief, 1964*が出されました。簡易印刷の非売品の目録で、現在の国立中央文書館の目録L04.21の原型であり、若干の補訂を加えつつ、現用の目録としてウェブ上でも公開されています⁸。植民地文書と1910年追加受入れ文書から抽出した日本商館文書を、商館長の文書、荷倉役・簿記役の文書、その他の文書の順に配列し、通し番号を新たに付与し、簿冊や束を単位とする記述となっています。

ルーシंक氏の目録は、基本的には、史料編纂所のマイクロフィルムが撮影された時の、すなわち植民地文書の一部として行なわれていた配列を尊重しています。しかし、いくつかの部分において、一括されていたものの中から現物の簿冊を抽出し、別の、同種の簿冊のグループに移すことが行なわれており、それまでの保存秩序を反映した旧番号は抹消されています。末尾に新旧対照表があるものの、一対一対応にはならず、文書の出どころがわかりにくくなっている面があります。また、2冊以上の写しがあった場合、それらを一括して扱い、それぞれのものとの表題等は記載していないため、個々の簿冊の特定が難しい場合があります。

一つだけ例をあげましょう。出島から運び出され、まずバタフィアへ運ばれた日本商館文書が、本国に再輸送される際、それまでバタフィアにあった日本関係の文書、日本に向けて送った文書の控えや、日本から送ってきた文書の一部が、一緒に送られ、現在に至るまで日本商館文書の一部を構成しています。

これについて、史料編纂所の目録では、その由来を記し、別の項目を立てて記述しています(『日本関係海外史料目録』第1巻、pp. 215～252)。ルーシंक氏の目録は、冒頭の解題の部分で、そのことを示唆していますが、バタフィアに由来する文書のかたまりをバラバラにしています。

⁸ 注6参照。

<p>1637-1638. 6998-1-3-1</p> <p>Gedeelte van een dagregister aanvangende December 1637 en eindigende 24. Mei 1638. [i. extr. : 32, text : 28] p. (36 exp.) (K.A. 11686)</p> <p>Title from "Afgaande brieven, 1637-1638", with reference of "betreft Arima, grootendeels onleesbaar". Pages before December 18 are missing in the original, and parts are severely damaged.</p> <p>Couckebacker, Nicolaas, <i>president</i>.</p> <p>Before the text added a modern extract entitled: Dagregister te Firando van den December 1637 tot den 2. Mei 1638. La. A. Nr. 2.</p> <p>See also afgaande brieven, K.A. 11723. (6998-1-31-4)</p>	<p>1790. 6998-1-47-2</p> <p>Aankomende Brieven en Bijlaagen d'a. 1790.</p> <p>[i, 235] p. (118 exp.) (K.A. 11747)</p> <p>"Missives van Gouverneur-Generaal en Raden, 1783-1793, No. 8."</p> <p>Alting, Willem Arnold, <i>Gouverneur-Generaal</i>.</p> <p>Contents:-</p> <p>Register der papieren die verzonden worden na Japan a. 1790.</p> <p>W.A. Alting, &a., aan H.C. Romberg, &a. Batavia, 15. Juni 1790.</p> <p>W.A. Alting, &a., aan H.C. Romberg, &a. Batavia, 23. Juni 1790.</p> <p>Extract patriasche generaale missive gesch. door de Heeren 17^e aan den Generaal en Raaden, 9. Nov. 1789.</p> <p>Extract uit de notulen, 16. Juny 1789. [p.m.]</p> <p>Als voren. 19. Juny 1789. [p.m.]</p> <p>Als voren. 23. Juny 1789. [p.m.]</p> <p>Als voren. 26. Juny 1789. [p.m.]</p> <p>Als voren. 26. Juny 1789. [p.m.]</p> <p>Als voren. 7. July 1789. [p.m.]</p> <p>Als voren. 14. July 1789. [p.m.]</p> <p>Als voren. 16. July 1789. [p.m.]</p> <p>Als voren. 30. July 1789. [p.m.]</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>
--	---

表5 目録の記載例 (商館長日記)
 (『日本関係海外史料目録』I、p. 18より)

例えば、1790年にバタフィア総督府から日本に向けて送られた文書は、「1790年の受信書翰と付属文書Aankomende Brieven en Bijlaagen d'a. 1790」、という簿冊として出島に保管されていました。史料編纂所の目録では、第1巻の「4 日本商館受発信文書」という項目にフィルム番号6998-1-47-1として記載されています (同巻p. 166、表6)。

一方バタフィア側で保管していた、日本に送った文書の控え、「1790年に日本へ送った書翰の控簿Minuut Brieven naar Japan in 1790.」が、日本商館文書に編入されています。これについては史料編纂所の目録では、本来バタフィアにあった文書ををまとめた、「15日本へ送った文書の控」というグループの中にフィルム番号6998-1-48-2として記載されています (同巻p. 247、表7)。

この二つは、ルーシク氏による現在の目録では、一つのもの、NFJ410「総督及び評議会からの文書、控・付属文書あり、2冊 [Ingekomen brieven van Gouverneurs-Generaal en Raden] Met minuten en bijlagen. 1790 2 banden(同目録では個別の簿冊の表題は記述されないため、[]内は筆者が補った。所蔵番号は2冊ともNL-HaNA, NFJ, 1.04.21, nr. 410となる。)」として扱われています。

両者は、バタフィアの総督と評議会を出所とする文書という意味では同じとも言えますが、受信文書と発信者側の控であり、簿冊としては伝来が異なり、表紙のタイトルも違う、別のものです。さらに、表6と7に示した一点毎の目録を見れば、中に含まれている個々の文書も、一部が同じなだけです。表6には、決議や議事録の抜粋などの付属文書も含む多くの文書が一括されていますが、表7では4点のみです。そのうち③は失われたページがあり、宛先日付が不明です。一点毎の目録があつてこそ、2冊の簿冊が別のものであることは、いっそうははっきりとわかるわ

表6 目録の記載例 (受発信書翰控簿)
 (『日本関係海外史料目録』I、p. 166より)

1790

698-1-48-2

Minut Brieven naar Japan in 1790. (No. 186)
[i. 104] p. (53 exp.) (K.A. 11749)

Contents:-

- ① W.A. Altling, &a →H.C. Romberg, &a
Batavia, 15 Junij 1790.
- ② W.A. Altling, &a →H.C. Romberg, &a
Batavia, 23 Junij 1790.
- ③ W.A. Altling, &a →
(後欠のため宛先、日付不明)
- ④ Register der papieren na Japan 1790.

(上記4点のみ ①～④の番号は筆者)

表7 1790年に日本へ送った書翰控
(『日本関係海外史料目録』I, p. 247より)

フィルム作成が活発化したことから、文書館からのフィルムが、こちらからの依頼に応じて新たに撮影したものではなく、すでに文書館として、あるいはだれかの注文によって撮影したマザーフィルムがある場合はそれを複製する、という形になったため、日本関係史料として想定されていたもの以外の文書が多く混じったフィルムが送られてくることしばしばとなったこと、などが主な理由です。

第一次蒐集のころにはなかった仕事である、『日本関係海外史料』の刊行を安定的に続けていくためにも、明細目録化することに大きな意味がある部分について、作業を行なうことにしました。

その対象として選んだのが、1977年から1982年に、撮影可能な状態の203冊全部の複製(192ルール)を得ることができた、バタフィア発信書翰控簿(NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.no. 849～1052)です。これは、アジアにおける中心であるバタフィアの、総督及び東インド評議会が、東インド各地の商館・出先機関及び現地政権などに宛てて発信した書翰及び命令書等の控簿で、発信の記録として本国に送られていました。バタフィアを中心とする、オランダ東インド会社の情報伝達の全体像を見るための、基幹的史料の一つと言えるものです。

各簿冊はそれぞれページまたはフォリオ番号を付され、ほぼ日付順に、宛先地・宛先人・経由(地・船)等の小見出しを付けて、ページを変えず発信文書を次々と写していったものです。簿冊の冒頭に、宛先地毎あるいは文書の種類と宛先地に分類し、日付と簡単な文書名にページやフォリオを付した目次がついていることも多いのですが、その記載方法は一様ではなく、また目次を欠く簿冊も見られます。この発信書翰控簿内の書翰一点毎の目録を作成することで、各冊に記録された文書を把握するとともに、年々の各地への文書の流れを一覧できると考えました。1990年代に作業を始め、大学運営費・科学研究費等で、非常勤の方々による一点毎のカード作成、外注によるデータのデジタル入力を継続し、2007年度に、約42,500点の一点毎目録データの入力を完成しました。このデータは、まず、史料編纂所の所蔵史料目録上で、マイクロフィルム各巻の内

けです。

第一次蒐集で作成した『日本関係海外史料目録』は、現在、史料編纂所のウェブサイトから、その版面画像を見ることができるようになっています。また、日本商館文書については、所蔵史料目録上で、各フィルムの内容細目として一点毎目録がみられるようにしてあります⁹。

②バタフィア発信書翰控簿データベース

第二次蒐集の文書については、すべてのフィルムに含まれる一点一点の文書の明細目録を作成することはしていません。

オランダ国立中央文書館による目録の作成・公開が進んだことに加え、同館でもマイクロ

⁹ 版面画像については注2参照。各フィルムの内容細目については、所蔵史料目録データベース(HI-CAT) <https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w01/search>において、請求記号の架一番のところに、6998-1と入れて検索されたい。

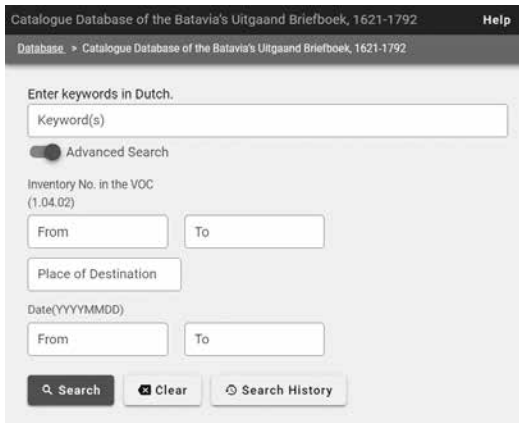


図9 バタフィア発信書翰控簿データベースの詳細検索画面

missive geschreeven aan de afgaand en aankomend opperhoofd en den raad Japan 西暦 (17900615)
missive geschreeven aan de afgaand en aankomend opperhoofd en den raad Japan 西暦 (17900623)
register der papieren Japan 西暦 (17900625)
commissie voor den heer P.T. Chasse Japan 西暦 (17900621)
ordonnantie voor het opperhoofd Chasse Japan 西暦 (17900621)
ordonnantie voor het opperhoofd Romberg Japan 西暦 (17900621)
secreete brief aan de opperhoofden Romberg en Chasse Japan 西暦 (17900115)

表8 1790年バタフィア発信書翰控簿に見る日本宛書翰（所蔵史料目録より作成）

容細目という形で順次公開しました。

そのうえで、海外からの利用も可能なように、日本語を介さずに検索することが可能なシステムを開発し、*Catalogue Database of the Batavia's Uitgaand Briefboek, 1621-1792*として2009年度に史料編纂所のウェブサイトから公開を開始しました¹⁰。

キーワード検索による簡易検索画面と、原文書の所蔵番号、宛先地、年月日で検索が可能な詳細検索画面があります（図9）。この目録データにより、ある地域にどのような文書が送られたかを検索することができるのはもちろん、バタフィアからの情報伝達について、東インド会社時代の総督府の初めから終わりまで通時的に、また東インド全体を横断的に見ることができ、数量的な分析の可能性も広がりました。

先ほどの、1790年の事例についていえば、バタフィア発信書翰控簿の1790年の簿冊‘*Batavia's uitgaand briefboek*’, *kopieboeken van uitgaande missiven, commissies en instructies van gouverneur-generaal en raden. Met inhoudsopgaven van geadresseerden. 1790 jan. 1 - sep. 30.*¹¹には、7通の日本宛文書を見ることができます（表8）。実際に文書の写真を見ると、そのうちの1通commissieが、日本商館文書に混入している発信控の中の、後ろが欠けているため詳細が不明だった文書（表7③）と一致することが確認できます。

3つの異なる簿冊にある同年の日本宛て文書を整理してみると、以下のようになります。

- ・日本商館受信文書

Aankomende Brieven en Bijlaagen d'ao. 1790. (6998-1-47-2 目録 I p. 166)

(40点：register・missive2・no.4~44 [3, 16, 17, 37を欠く])

- ・日本へ送った文書の控：本来バタフィアに残るべきもの

Minut Brieven naar Japan in 1790. (6998-1-48-2 目録 I p. 247)

(4点：register・missive2・commissie1)

¹⁰ <https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w45/search>

¹¹ NL-HaNA, VOC, 1.04.02 inv. nr. 1047、史料編纂所フィルム6998-31-1/2。

・日本へ送った文書の控：本国に送達した控簿

Batavia's Uitgaand Briefboek 1790. (6998-31-11/12)

(7点：register・missive2・commissiel・ordonnantie2・secrete brief 1)

3つの簿冊に共通して収録されているのは、波線で示したところ、総督の意図を伝える書翰 *missive* と、バタヴィアからの発送文書の一覧 *register* です。発送文書一覧を見ると、実際には1から44までの番号付けの文書が送られていることがわかりますが、それぞれの簿冊には選択的に収録されています。一方、下線の文書は *register* に含まれていません。日本商館受領文書についても、3点の秘密文書とされたもの、及び個人あての文書と思われるものは一括としては保管されておらず、別の扱いがされた文書もあることが推測されます。

明細目録を活用することにより、それぞれの文書簿の性格の違いを考え、収録されていない、あるいは不完全な文書を補完し、さらに異本を比較することが可能になり、より深い史料批判を行なうことができるはずです。

おわりに ——在外日本関係未刊行史料の複本作成事業の意義——

ここまで、在外日本関係未刊行史料の複本作成事業による蒐集と、その目録化について、オランダ語史料を中心にお話してきました。保谷報告にもあったように、史料編纂所では、日本と関わる史料の複成を蒐集し、目録を作成するという事業を、明治以来現在まで、継続しています。近年は、その営みは、研究のために用いることができる資源として社会に共有してゆく、史料の「研究資源化」という呼び名で位置づけられています。

複成を作成する方法は、手書きでの写しから、マイクロフィルム写真の撮影、現在ではデジタルスキャニングへと、大きく変化してきました。

さらに史料をウェブ上で公開する機関も出てきています。オランダ国立中央文書館でも、所蔵史料の高精細デジタル画像のウェブ公開を、急加速しています。今ご紹介した、日本商館文書、オランダ東インド会社文書については、そのほとんどをすでにウェブ上で見ることができます¹²。

オランダ以外の国々でも、今後大規模なデジタル画像のウェブ公開が開始されるかもしれません。そのような新しい時代に、これまでの事業の成果は、どのように生かしてゆくことができるでしょうか。

撮影されたマイクロフィルムは、閲覧対象としては高精細なデジタル画像に取って代わられるとしても、ある時点での史料の状態を記録し、保存しています。日本の、特に近世史の史料整理・目録化においては、近年特に現状記録、ということが重要視されています。史料の生成から利用、保管、伝存という大きな流れを考えたとき、本来の秩序が攪乱されていたとしても、ある時点でその史料がどのように分類管理されていたか、すなわちどういうものとして認識されていたかということも、歴史情報として大切だという考え方です。この先さらにその史料が長く生き続けた時、そうした観点はより重要なものになると思われます。

ここで例を挙げたように、より出所主義を重視するオランダでは、実際に文書の編成替えが行

¹² <https://www.nationaalarchief.nl/onderzoeken/zoeken?activeTab=archives>より各目録を介して画像にアクセスが可能となっている。

なわれており、それ以前の秩序に基づいて系統的に蒐集したフィルムは、いまや無二のものということになります。

さらに、一点毎に作成した目録は、今後も生き続ける、もっとも重要なこの事業の意義だと思えます。史料の公開が進めば、検索手段としての目録情報はより必要になります。

それだけでなく、巨視的に言えば、バタフィア発信書翰控簿について申し上げたように、目録を用いた通時的、横断的、数量的分析を可能にするものです。また一点一点の文書に即した形で言えば、先ほど、受信書翰と発信書翰控についてお話したように、異なる系統の写しを特定し、その相互関係を確認する手がかりになり、さらに組織の文書管理の在り方をも見ることができる、文書についての史料学的分析を深める重要な鍵になるなど、目録があって初めてできる研究が存在するはずで

す。フィルムの蒐集・目録の作成という成果を前提に、異本による校訂を行ない、また編纂する史料の記述内容を裏付ける関連史料を探す、といった作業が可能になり、『日本関係海外史料』という史料集の編纂も成り立っています。

蒐集・目録作成から史料集の編纂へという、トータルな史料の研究資源化のモデルとして、フィルムや紙からデジタルへと形は変わっても、蒐集事業による成果は、新たな研究の導きとなり続けるものと考えています。